

訪問介護利用料金について

平成 27 年 4 月 1 日より

訪問介護

特定事業所加算(Ⅱ)

身体介護	20 分未満	182 単位/回
	20 分以上 30 分未満	270 単位/回
	30 分以上 60 分未満	427 単位/回
	60 分以上 90 分未満	620 単位/回
	以降 30 分ごとに	+88 単位

生活援助	20 分以上 45 分未満	201 単位/回
	45 分以上	248 単位/回

身体介護+右の時間の 生活援助の場合 の加算料金	20 分以上 45 分未満	+67 単位/回
	45 分以上 70 分未満	+134 単位/回
	70 分以上	+201 単位/回

介護予防訪問介護

介護予防訪問介護	介護予防訪問介護費(Ⅰ) 週 1 回程度の訪問	1168 単位/月
	介護予防訪問介護費(Ⅱ) 週 2 回程度の訪問	2335 単位/月
	介護予防訪問介護費(Ⅲ) 週 3 回以上の訪問	3704 単位/月

介護職員処遇改善加算を致します。

※介護職員処遇改善加算＝所定単位×86／1000(所定単位とは基本サービス費に各種加算減算を加えた1ヵ月の合計単位)